



兆豐國際商業銀行

公表 10

2024年7月12日

「普通預金規定」改定のお知らせ

日本の反社会的勢力規定改訂に伴い預金規定を改訂致しました。

詳しくは後記の「兆豐國際商業銀行在日支店普通預金規定」規定全文をご覧ください。本日より告知とともに施行することになります。

改定後の規定については、告知に記載の施行日に存する取引および同日以降のすべての取引に適用するものとします。

「日幣活期存款規定」改訂通知

配合日本反社會勢力規定內容變動，修訂「日幣活期存款規定」內容。詳細條文請參閱後附「兆豐國際商業銀行日本地區分行日幣活期存款規定」，即日起公告並施行。

修訂後之規定將自公告日起生效，且適用於既有及新設帳戶。



兆豐國際商業銀行

兆豐國際商業銀行在日支店普通預金規定

2024年7月改訂

- (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは、口座開設店に限り取り扱います。
- (振込金の受入れ)

 - (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
 - (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。
- (預金の払戻し)

 - (1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。
 - (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
 - (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
 - (4) 当行にお持ちの口座の通帳・証書・契約の証の発行にあたっては、当行所定の手料を通帳・払戻請求書の提出を受けずにこの口座から引落す場合があります。
- (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高付利単位を1円として、毎年6月と12月の当行所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (届出事項の変更、通帳の再発行等)

 - (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
 - (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
 - (4) 預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が確認した事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。



兆豊國際商業銀行

6. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

7. (盗難通帳による払戻し等)

盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し被害に遭われた個人のお客様には、当行店頭公表所定の要件を満たす場合、当行に対して当該払戻しにかかる損害額の補てんを請求することができます。但し、預金者の通帳、印鑑の管理状態等が当行所定の注意義務違反と認められる状況に該当する場合、補償を減額またはしない取扱いもあります。

8. (譲渡、質入れの禁止)

この預金及び通帳は、当行の承諾なしに譲渡、質入はできません。

9. (取引等の制限)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、入金、振込、払戻し等の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 過去3年以上にわたって利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することができます。

(4) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することができます。

(5) 前記(1)から(4)までに定めるいずれの取引等の制限についても、預金者の合理的な説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項に基づく取引等の制限を解除します。



兆豊国際商業銀行

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は第 11 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

② この預金の預金者がこの預金を当行の承諾なしに譲渡・質入れした場合。

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

⑤ 第 9 条第 1 項から第 3 項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上にわたって解消されない場合。

⑥ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 9 条第 1 項または第 3 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合。

⑦ 正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約によって当行に損害が生じたときには、この損害をお支払い下さい。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

② 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. 準暴力団及びその他の犯罪集団（匿名流動型犯罪グループ）

G. その他上記 A から F に準ずる者（以下 A から G に掲げる者を「暴力団員



兆豊国際商業銀行

等」という。)

- H. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- I. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- J. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- K. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- L. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

12. (差引計算等)

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

13. (預金保険)

当行における預金は、預金保険制度の対象ではありません。当行本店が破綻した場合は、当行での預金等の払戻が迅速に行われないことがあります。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (準拠法、裁判管轄)

この預金規定の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

16. (成年後見人等の届出)



兆豊国際商業銀行

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも、同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (睡眠口座)

当行は、最後のお取引から2年以上お取引がなく、かつ残高が1万円未満の預金口座を睡眠口座とみなすことができます。当行は、睡眠口座であるとみなされた預金口座の預金について、利息をお支払いする義務を負いません。利息のお支払いは、預金口座のお取引とはならないものとします。

18. (規定の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当行は、変更内容について当行ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとし、変更後の規定については、公表等の際に定める適用開始日から、同日に既存する取引および同日以降のすべての取引に適用するものとします。